

各位

会社名 株式会社クエスト  
代表者名 代表取締役 会長兼社長執行役員 清澤 一郎  
(コード番号:2332 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役 上席執行役員 小泉 裕  
(電話番号:050-3785-3965)

## 従業員持株会向けインセンティブ制度(特別奨励金スキーム)の導入について

当社は、本日開催の当社取締役会において、従業員持株会向けインセンティブ制度(特別奨励金スキーム)(以下、「本スキーム」といいます。)の導入を決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

本スキームはクエスト従業員持株会(以下、「本持株会」といいます。)を通じて、当社が発行する普通株式(以下、「当社株式」といいます。)を本持株会の会員資格のある当社の従業員で、2025年3月31日時点で当社に在籍している者のうち、本スキームに同意する者(以下、「対象従業員」といいます。)に対し特別奨励金として付与するもので、本持株会に対する第三者割当ての方法によるものです。第三者割当てにつきましては、本日付け「第三者割当てによる自己株式の処分に関するお知らせ」をご覧ください。

### 記

#### 1. 本スキームの導入目的

当社は、対象従業員に対し、当社株式を所有することにより経営への参画意識の向上、当社の中長期的な株主価値に対する従業員のモチベーション向上を目的として、当社株式の割当てのための特別奨励金(以下、「本特別奨励金」といいます。)を支給し、本特別奨励金の拠出をもって本持株会に当社株式を割り当てます。

#### 2. 本スキームの概要

本スキームにおいては、当社から本持株会に加入する対象従業員に対し、本特別奨励金を支給し、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を取り纏め、当社に対して払込みをすることにより、本持株会は当社株式の処分を受けることとなります。

本プレスリリース末尾に記載の「(ご参考)本スキームの仕組み」もご参照ください。

#### 3. 本スキームにおける当社株式の付与について

当社は、本スキームの導入の決定に伴い、本日開催の当社取締役会において、現在当社が保有する自己株式128,018株(2024年12月31日現在)のうち39,600株(52,430,400円相当)を本持株会へ処分することを決議しました。処分先となる本持株会の概要は以下のとおりです。

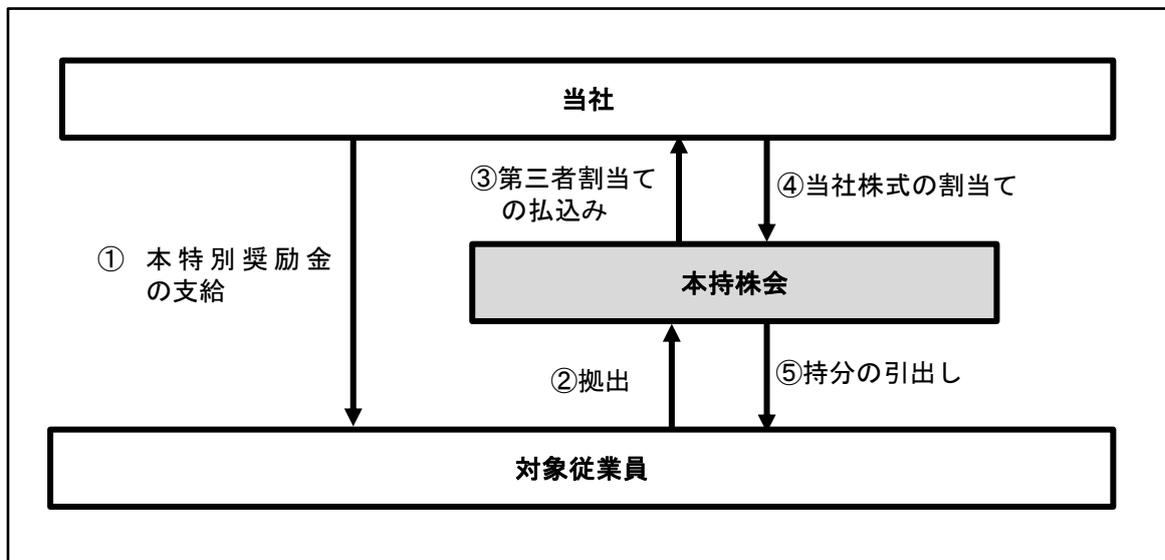
- (1)名称:クエスト従業員持株会
- (2)所在地:東京都港区芝浦三丁目1番1号
- (3)理事長:大木 通洋
- (4)保有株式数:324,990株(2024年9月30日現在)
- (5)保有比率:5.92%(発行済株式総数に対する比率)

また、当社は金融商品取引法に基づき、有価証券通知書を本日付けで提出しております。なお、有価証券通知書に記載しました処分する株式の数及び処分総額は、最大値であり、実際に処分する株式の数は、対象従業員の数に応じたものとなります。本持株会は、2025年2月28日開催予定の持株会理事会を経て、十分な周知期間を設けて当社の従業員に対する入会プロモーションを実施し、本持株会への入会希望者を

募ります。このため、実際は本持株会への加入に至らない従業員又は退職退会者などが生じ得ますので、対象従業員の数は最大値の想定より少なくなる可能性があります。対象従業員の数が確定した場合の処分する株式の数及び処分総額等につきましては、確定次第速やかにお知らせする予定であります。

(ご参考)

本スキームの仕組みは以下のとおりです。



以上